

平成 22 年 度

指定管理者等監査報告書

求菩提キャンプ場

指定管理者

【 豊前市観光文化協会 】

豊前市監査委員

第1 監査の概要

1. 監査の対象

求菩提キャンプ場 指定管理者【 豊前市観光文化協会 】
所管課 まちづくり課

2. 監査の範囲

平成18年度～平成21年度 委託管理運営事務

3. 監査の期間

平成22年11月15日 ～ 平成22年12月20日

4. 監査の方法

まちづくり課から提出された求菩提キャンプ場の管理に関する協定書等書類に基づいて、関係職員から実情を聴取し、施設管理業務の執行が協定書又は法令等の定めるところに基づいて適正に執行されているかを主眼として、所管課の監査を実施した。

豊前市観光文化協会から提出された過去4年間（平成18年度～平成21年度）の総会資料及び組合同約、諸規程等の整備、執行状況について関係職員から実情を聴取し、出納その他の事務の執行が適正かつ効率的に行われているかを主眼として、監査を実施した。

第2 監査の結果

求菩提キャンプ場の指定管理者である豊前市観光文化協会に対して公の施設の管理に係る平成18年度～平成21年度における出納その他の事務の執行状況及び所管課の指導状況等についての監査結果は、下記の指摘事項及び検討・改善等を要する事項が見受けられた。今後の事務執行にあたっては、これらに十分留意するとともに、検討・改善等を要するものについては、その措置を講じるよう要望する。

記

まちづくり課（所管課）について

1. 指定管理者の指定手続について

指定管理者の指定は、豊前市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例に基づき指定手続が取られているが、同条例施行規則第3条で条例第6条による指定管理者の指定を行ったときは、速やかに指定通知書(様式第2号)により通知するとなっているが、指定通知がなされていない。

指定管理者制度は行政処分の一つであり、相手に通知することによって指定管理者が確定することとなるので、今後は指定管理者の指定にあたって遺漏のないよう注意されたい。

2. 指定管理者の業務委託について

管理に関する協定書(基本協定)第7条第1項では、管理業務の全部を一括して第三者に委託してはならないとなっている。また、同条第2項では、業務の一部を第三者に委託又は請け負わせるときは、事前に市の承諾を受けなければならないとなっている。

求菩提キャンプ場の決算では豊前商工会議所に管理手数料として支払われ、豊前商工会議所の決算では委託事務手数料として受け入れられており、管理業務の全部委託に当たり同協定書第7条第1項に抵触するものと考えられるので、管理業務の実態を把握し確認の上、改善するよう指導されたい。

3. 利用料徴収の事前協議について

管理に関する協定書(基本協定)第19条項では、管理者は、施設の利用料金を決定する際に、条例に規定する利用料金の範囲内において定めるものとし、その決定及び改定については事前に市の承諾を受けるものとなっている。求菩提キャンプ場のパンフレットには、条例及び仕様書に基づく利用料金以内の料金又はその他の料金が掲載されているが、施設の利用料金の決定に際し事前協議の形跡がない。

料金は、キャンプ場経営基盤の根幹にかかわるものであるため、料金決定について市と十分な協議をするよう指導されたい。

4. 指定管理料について

指定管理料の額の確定については、管理に関する協定書(基本協定)第15条で事業実績報告書を受領した後、内容を審査し管理業務に要した実支出額と年度協定に定める金額のいずれか低い方の額を支給することとなっている。

しかし、年度協定書第3条では、本業務の実施の対価として、年間1,000,000円を支払うものとする規定され、4月と11月に支払われている。基本協定

書と年度協定書の整合性が無いので、今後基本協定書と年度協定書の見直しの検討をされたい。また、キャンプ場の実質的決算は黒字決算となっているので、指定管理料の額の妥当性について検討を要望する。

5. 協定書及び仕様書に基づく報告義務の徹底について

管理に関する協定書(基本協定)第12条では、毎年度豊前市が指定する期日までに事業計画書を提出し、豊前市の確認を得なければならないとなっている。また、第13条では、毎年度終了後60日以内に業務に関し、事業報告書を豊前市に提出しなければならないようになっているが、協定書に基づく事業報告書等が提出されていない。また、管理に関する協定書(基本協定)第26条第2項では、管理者は、自主業務(アイスクリーム販売や自動販売機の設置)を実施する場合は、市に対して事業計画を提出し、事前に市の承諾を受けなければならない。

その際、市と管理者は必要に応じて協議を行うものとなっているが、計画書の提出や事前協議の形跡がない等、所管課による指定管理者に対する指導監督と業務内容の把握が、充分に行われているとは考えられない。

今後は、条例及び協定書に則って適正かつ効果的に業務が履行されているか把握し、指導監督を行うとともに指定管理者との連携を密にして、サービスの向上に努められたい。

求菩提キャンプ場について

施設の管理全般について

求菩提キャンプ場指定管理者業務仕様書では、非常災害、事故等の緊急事態発生時に備えて具体的な計画を定めることとなっているが、緊急時の連絡網は作成されているが具体的な計画書が整備されていない。キャンプ場は夜間の利用が主となると考えられるので早急な計画策定をされたい。また避難・救出その他必要な訓練を定期的実施することとなっているので、利用者の安全確保のため定期的実施されるよう努められたい。

経理事務等について

施設の管理運営に係る会計経理の状況については、請求、支払、領収に係る一連の事務手続きに不備はなく、関係書類の保管・整備状況も良くおおむね適正と認められるが、次の点について改善を求める。

- ・支払内容について年度区分の違いが散見された。
- ・賃金の支払いが支払証明で支出され、勤務証明が勤務現場人でない者となっている。
- ・キャンプ場の管理委託料が、他の委託業務の委託料収入として決算処理されている。
- ・収入、支出を初め豊前市観光文化協会の関係書類の決裁が、豊前商工会議所の職責による決裁となっており、指定管理者としての豊前市観光文化協会の独自性が伺えず会計の事務手続きとして不適切である。
- ・アルバイトの給与及び手当(交通費)等の支給の基準が曖昧なので、経理事務の基準となる経理規程を策定すること。

その他

指定管理者による基本協定及び業務仕様書に基づく施設の管理運営業務については、検討・改善等を要する事項が見られたので、今後は市との連携を密にして、サービスの向上に努められたい。

なお、施設の利用者が年々減少傾向にあるため、自主事業として各種イベント等を企画立案し、観光の振興と利用者への利便を図り、住民の福祉向上及び地域発展に寄与されることを要望する。

以上

豊前市観光文化協会

1. 施設の概要

名 称	求菩提キャンプ場
所 在 地	豊前市大字鳥井畑2 4 7 番地3
施設内容	コテージ・バンガロー・テントサイト等
開設期間	5月1日～10月31日

2. 設置目的

観光の振興と利用者への利便を図り、住民の福祉向上及び地域発展に資するため

3. 所管部署

豊前市役所 まちづくり課

4. 指定管理者の指定の事務手続

指定管理者の指定根拠法令等

地方自治法第244条の2第3項

豊前市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条第1項

指定管理者候補者の選定及び決定

施設の設置目的、性格及び規模等から、特定の団体によって管理することが効率的で設置目的を効果的に達成できると判断し、公募によらず特定の団体を指定管理者として選定し、書類審査を行ったうえで指定管理者候補を決定している。

指定管理者の指定に係る市議会の議決日

平成18年6月22日

平成21年3月17日

基本協定締結日

平成21年4月1日

5. 指定管理者の主な業務範囲

主な業務範囲

- ・施設等の利用の許可及び許可の取り消し等に関すること
 - ・観光施設の施設及び付帯設備の提供に関すること
 - ・観光の振興及び地域発展を図ること
 - ・住民の福祉向上及び利用者への利便を図ること
 - ・その他の観光施設の設置目的を達成するため必要な事業に関すること
 - ・施設の維持管理に関すること
 - ・利用料金の収納に関すること
 - ・施設の運営に関し市長が必要と認めること
- 管理及び収支状況
- ・職員 職員及びアルバイト数名で管理運営

・指定管理料 1,000,000 円〔年度協定締結日：平成 21 年 4 月 1 日〕

収 入

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
会員会費	423,000	422,000	415,000	415,000
キャンプ収入	6,926,480	7,382,930	7,330,930	7,096,640
販売収入	174,400	189,380	260,050	204,910
委託料 (うち指定管理料)	7,925,000 (1,000,000)	7,925,000 (1,000,000)	7,192,000 (1,000,000)	6,892,000 (1,000,000)
雑収入	44,914	48,711	41,729	48,513
繰越金	100,546	507,290	178,069	310,058
合計	15,594,340	16,475,371	15,417,778	14,967,121

支 出

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
一般作業賃金(自然歩道管理)	1,817,500	928,800	648,190	206,760
キャンプ場作業賃金	3,209,320	3,190,660	3,652,830	2,842,900
委託事務費	5,500,000	6,500,000	6,500,000	6,500,000
管理費	1,524,982	1,693,301	1,509,780	1,657,986
事業費	2,593,969	3,357,031	2,343,716	2,731,002
会議費	124,515	233,830	178,730	93,910
式典費	202,894	196,179	200,704	202,064
その他事業費	0	0	0	0
負担金	30,000	30,000	30,000	30,000
租税公課	11,400	7,400	10,000	7,000
雑費	72,470	160,101	33,770	28,139
予備費	0	0	0	0
次年度繰越金	507,290	178,069	310,058	667,360
合計	15,594,340	16,475,371	15,417,778	14,967,121

施設の利用状況

年度別利用者及び収入表

	キャンプ場 個人人数(a)	キャンプ場 団体人数(b)	総入場数 (a+b)	キャンプ場 収入金額(c)	販売収入(d)	事業収入 (c+d)
平成 18 年度	2,336	1,489	3,825	6,926,480	174,400	7,100,880
平成 19 年度	2,450	1,736	4,186	7,382,930	189,380	7,572,310
平成 20 年度	2,499	1,624	4,123	7,330,930	260,050	7,570,980
平成 21 年度	2,497	1,488	3,985	7,096,640	204,910	7,301,550